

大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則を公布する。

平成28年10月7日

大阪市長 吉村洋文

大阪市規則第149号

大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「令」という。）、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成26年厚生労働省令第33号。以下「省令」という。）及び国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成28年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、法第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

- (1) 法第13条第7項の規定による届出を受け付けること
- (2) 法第13条第8項の規定により報告を求めること
- (3) 省令第16条の規定による届出を受け付けること
- (4) 条例第3条第1項の規定により職員に法第13条第4項に規定する認定事業者

(以下「認定事業者」という。)の事務所又は令第12条第1号に規定する施設
(以下「施設」という。)に立ち入り、当該認定事業者に係る認定事業(法第
13条第4項に規定する認定事業をいう。)の実施状況について調査させ、又は
関係人に質問させること

(専決)

第3条 保健所長は、次に掲げる事務を専決することができる。

(1) 法第13条第1項に規定する特定認定(以下「特定認定」という。)をすること
と

(2) 法第13条第5項の変更の認定をすること

(特定認定の申請)

第4条 法第13条第2項の申請書は、所定の様式によるものとする。

2 省令第11条第3号に掲げる賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款につ
いては、日本語及び特定認定を受けようとする者が法第13条第1項に規定する役
務の提供において使用する外国語により作成されたものでなければならない。

3 省令第11条第4号に掲げる図面は、施設の各階ごとの平面図とし、国家戦略特
別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する居室及びそれ以外の居室の別並びに
国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する各居室の間取り、床面積
、便所、浴室、台所、洗面設備等の位置を明らかにしたものでなければならな
い。

4 第1項の申請書には、省令第11条各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を

添付しなければならない。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し
- (2) 使用する水が水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び大阪府特設水道条例（昭和33年大阪府条例第30号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水以外の水である場合にあっては、当該水に係る同法第4条の規定による水質基準に関する水質検査成績書の写し
- (3) 特定認定を受けようとする者が施設の賃借人又は転借人である場合にあっては、当該施設に係る法第13条第1項の賃貸借契約以外の全ての賃貸借契約に係る契約書の写し並びに当該施設の所有者及び当該契約書に係る全ての賃貸人が当該施設を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することについて承諾していることを証する書面の写し
- (4) 施設が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項に規定する区分所有権の目的である建物の部分の場合であって、当該施設に係る区分所有法第30条第1項の規約が定められているときは、当該施設を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することが当該規約に違反していないことを証する書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

（認定書の交付）

第5条 市長は、特定認定をするときは、申請者に対し認定書を交付する。

(変更認定の申請)

第6条 省令第13条の申請書は、所定の様式によるものとする。

(変更認定書の交付)

第7条 市長は、法第13条第5項の変更の認定をするときは、申請者に対し変更認定書を交付する。

(変更届)

第8条 省令第15条の届出書は、所定の様式によるものとする。

(廃止届)

第9条 省令第16条の届出書は、所定の様式によるものとする。

2 前項の届出書には、第5条に規定する認定書を添付しなければならない。

(立入調査等に係る証明書)

第10条 条例第3条第3項の証明書は、別記様式によるものとする。

(条例第5条第2号の現地調査を行う必要がない場合)

第11条 条例第5条第2号の現地調査を行う必要がない場合は、同号に規定する審査に係る法第13条第5項の変更が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 特定認定を受けた国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する居室が存する建物と同一の建物内において当該居室と同一の規格の居室を当該国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する変更
- (2) 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する居室の数を減少させる変更

(3) 施設の構造、面積、設備及び器具の変更を伴わない変更

(施行の細目)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この規則は、平成28年10月31日から施行する。